

長期療養等により定期予防接種を受けることができなかった方へ

長期にわたる療養を必要とする疾患等の「特別の事情」により、定期接種対象年齢の間に接種を受けることができなかった方が、当該事由が消滅してから2年以内（高齢者肺炎球菌、带状疱疹は1年以内）に接種をすれば、定期接種として接種していただける制度です。
※神戸市の審査にて認定された方が対象となります。

1 対象となる方

「特別の事情」により、やむを得ず定期接種を受けることができなかった神戸市民の方

2 制度を利用する方法と申請期限

所定の様式にて接種前に申請してください。
審査にて「特別の事情」により定期接種を受けることができなかったと認定された場合に、接種に必要な書類を送付します。その後、医療機関で接種を受けてください。（接種後の申請は受け付けていません）

【接種可能な期間及び申請期限】

「特別の事情」がなくなった日（接種が可能になった日）から起算して、

- **こどもの定期予防接種は2年以内**
（ただし、BCGは4歳未満、小児肺炎球菌は6歳未満、Hibは10歳未満、四種または五種混合は15歳未満であること。ロタウイルスは対象外。）
- **高齢者肺炎球菌、带状疱疹定期接種の場合は1年以内**
（インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は対象外）

※ 受付から結果の通知までに1か月程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

3 「特別の事情」に該当する状態

以下の表1～3のいずれかに該当する場合

1	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと	
	① 免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病	重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症など
	② 免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病	白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群など
	③ ①又は②の疾病に準ずると認められるもの	
2	臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）	
3	医学的知見に基づき1又は2に準ずると認められるもの	

4 申請に必要な書類と提出先

①申請に必要な書類

☐ 定期予防接種特例実施申請書(様式1-1)

☐ 理由書(様式2)

※主治医記入欄等の記載は、特別の事情について記載いただける医師(受診歴がある等)・所管部署にご依頼ください。

【申請書の入手方法】

① 市ホームページから印刷する(右記バーコード▶)

② 住民登録のある区役所で配付している申請書を入手する



☐ (こどもの定期予防接種のみ) 母子健康手帳の予防接種の記録欄(写)

※接種歴記載のないページも含めた全てのページを提出してください。

※母子健康手帳がない場合は、これまでの予防接種歴がわかる書類を提出してください。

②提出先

神戸市保健所保健課予防接種担当

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

5 接種を受けるまでのながれ

① 申請書に必要事項を記入し、主治医等に理由書の記載を依頼してください。

② 上記の宛先へ必要書類を郵送してください。

③ ご提出いただいた書類をもとに神戸市で審査を行い、書面で結果をお知らせします。認定された場合は接種に必要な書類(予防接種実施依頼書等)を送付します。結果のお知らせは、記載内容について主治医等への確認を行うなどにより、申請書受理後1か月程度要する場合があります。

④ 接種を受けられる医療機関に必要な書類(予防接種実施依頼書)と、母子健康手帳を持参し、依頼書に記載の接種期間内に接種を受けてください。

6 留意事項

① 必ず接種前にお手続きください。実施依頼書を交付する前に接種された場合、接種料を助成することはできません。接種後の申請は受け付けていません。

② 提出いただいた書類に不備・不足があると手続きに時間を要することがあります。

■詳しくは、市ホームページでご確認ください。

神戸市 予防接種



■問い合わせ先:各区役所・支所 お問い合わせセンター(平日8時45分~17時30分)



東灘区役所 841-4131
灘区役所 843-7001
中央区役所 335-7511

兵庫区役所 511-2111
北区役所 593-1111
北神区役所 981-5377

長田区役所 579-2311
須磨区役所 731-4341
北須磨支所 793-1212

垂水区役所 708-5151
西区役所 940-9501
玉津支所 965-6400

電話でのお問い合わせは、オペレーターに「保健福祉課保健担当へ」とお伝えください。